

22 ウェルポイント施工職種(ウェルポイント工事作業)

2010.12.13

作業の定義	<p>地下水位の低下による地盤改良工事作業をウェルポイント工法(ディープウェル工事を除く。)により行う作業をいう。</p> <p>(参考)ウェルポイント工法 ウェルポイント(ストレーナを持った先端部分)に、長さ5.5～7mのライザパイプを取り付けたものを地盤中に多数打ち込んで、小さな井戸のカーテンを作り、ウェルポイントポンプで強力に地下水を吸収低下させ、必要な区域の地下水を揚水し、地下水位を低下させることにより掘削を容易にする工法。</p>
必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)	<p>(1)ウェルポイント工事(ディープウェル工事を除く。)作業</p> <p>①ウェルポイント工事の施工作业</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.ウェルポイントの組立て作業 2.フィルタ砂の選択及び充てん作業 3.ヘッダパイプの設置作業 4.ウェルポイントの設置作業 5.スイングジョイントの接続作業 6.ウェルポイントポンプの据付け作業 7.ゲートバルブの調整作業 8.真空度の管理作業 9.ノッチタンクによる揚水量測定作業 10.観測井による水位の測定作業 11.排水管の設置作業 <p>(2)安全衛生作業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③ウェルポイント施工職種に必要な整理整頓作業 ④ウェルポイント施工職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業 <p style="text-align: right;">} ※</p>
関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)	<p>(1)関連作業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①釜場工事作業 ②ディープウェル工事作業 ③リチャージ(復水・還元)工事作業 ④溶接作業(特別教育、技能講習等が必要。) ⑤移動式クレーン運転作業(特別教育、技能講習等が必要。) ⑥玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑦材料の管理作業 ⑧器具及び機械の保守管理作業 <p>(2)周辺作業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①作業用機材の搬送作業(作業場内) ②作業用機材の梱包・出荷作業 <p>(3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>
使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)	<p>一つ以上必ず使用すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.ウェルポイント 2.ライザパイプ 3.ヘッダパイプ 4.スイングジョイント 5.ヘッダジョイント 6.ヘッダバンド 7.ウェルポイント打込み付属部品 8.スクリーン(ストレーナ) 9.フィルタ材(フィルタ砂) 10.調泥剤 11.溶接材
使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)	<p>①機械、設備等 必要に応じて使用すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.溶接機(ガス溶接機、アーク溶接機) 2.ガス切断機 3.各種ポンプ類 4.セパレータタンク 5.各種バルブ類 6.さく井機 7.ディーゼルエンジン 8.ガソリンエンジン 9.エンジン駆動発電機 10.各種足場材 11.移動式クレーン 12.玉掛用具 <p>②器具等 3を含め二つ以上必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.各種手工具 2.各種計測器 3.各種保護具(安全帽、安全靴、保護眼鏡等)
製品の例	<p>ウェルポイント工事[「建設業法で定義されたとび・土工事業の建設工事」の例示のうち「地盤改良工事(薬液注入工事、ウェルポイント工事等各种の地盤の改良を行う工事を総称したもの。)」]による作業結果が製品である。</p>
移行対象職種・作業とはならない作業例	<ol style="list-style-type: none"> 1.現場作業がない場合 2.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合